

整理番号	処 — 06
------	--------

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	危険物の貯蔵取扱基準遵守命令（移動タンク貯蔵所を除く）		
根拠条項	第11条の5第1項	処分権者	市長
根拠条令	<p>法第11条の5第1項          市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第10条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。</p>		
処 分 基 準	<p>法文のとおり、貯蔵又は取扱の技術上の基準に違反していると認められるとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	不要（理由 行政手続法 第13条第2項第1号、第3号）		
区 分			
制定 年 月 日	平成6年9月22日		
施行 年 月 日	平成6年10月1日		